

緊急消防援助隊の編成

【都道府県大隊の任務別編成】

①都道府県大隊指揮隊

②消火中隊

③救助中隊

④救急中隊

⑤後方支援中隊

・各隊の活動を支援するために給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う。

⑥通信支援中隊

・通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う。

⑦水上中隊

・消防艇を用いて消防活動を行う。

⑧特殊災害中隊

・毒劇物等災害・大規模危険物災害等特殊な災害に対応するための消防活動を行う。

⑨特殊装備中隊

・遠距離送水設備・はしご・重機・全地系対応車等の特殊な装備を用いて消防活動を行う。

【特別な部隊】

・都道府県大隊とは独立した特別任務を行う部隊

①指揮支援部隊

・大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達すると共に、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。

・指揮支援隊(陸上)・航空指揮支援隊(航空)・統括指揮支援隊で編成される。

②統合機動部隊

・長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う。

・都道府県大隊ごとに1隊あり、大隊到着後は大隊に帰属する。

③エネルギー・産業基盤災害即応部隊

・石油コンビナート・化学プラント等で特殊災害が発生した場合、属する都道府県大隊とは別に活動する。

④NBC災害即応部隊

・消防庁長官が都道府県知事を経由せず、市町村長へ出動を指示する。

・応援都道府県は定めず、単独消防本部で編成されたNBC災害即応部隊が指示を受けてから30分以内に出動する。

・集結場所は通過し、安全が確保された場所かつ迅速に活動へ行こうできる場所を進出拠点に選定する。

⑤土砂・風水災害機動支援部隊

・被災地近くの都道府県大隊が出動した上、重機等の特殊車両が必要な場合、被災地から遠くの都道府県から出動する。

・同じ都道府県の大隊と(土砂・風水災害機動支援部隊として)同時に出動することはない。

⑥航空部隊

・航空小隊と航空後方支援小隊で編成される。

・部隊長が設けられていない。